広島市三世代同居・近居支援事業助成金交付要綱

平成２７年８月１３日制定
平成２８年３月１１日改正
平成２９年２月６日改正
平成３０年４月１日改正
平成３１年３月２８日改正
令和３年４月１日改正
令和４年４月１日改正
令和７年４月１日改正
令和８年７月１７日改正
令和８年１１月１１日改正

（趣旨）

第１条　この要綱は、親、子、孫の三世代での子育てや介護などの支え合いを促進するとともに、地域コミュニティの次世代の担い手の確保を図るため、親と離れて暮らす子世帯が親世帯の近くに住み替える費用に助成金を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和３６年広島市規則第５８号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　近居　同一の小学校区又は直線距離で１．２キロメートル以内の範囲（以下「近居の範囲」という。）にある住宅に子世帯と親世帯がそれぞれ居住することをいう。

⑵　子世帯　１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるこども（出産予定のこどもを含む。以下「小学生以下のこども」という。）とその親を含む世帯員で構成される世帯のことをいう。

⑶　親世帯　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づく住民登録により広島市内に居住し、子世帯の世帯員（小学生以下のこどもを除く。）のいずれかの親が含まれる世帯のことをいう。

⑷　住替え　子世帯が住民票異動を伴う広島市内への転入又は転居を行うことをいう。ただし、近居の範囲内での住替えは除くものとする。

⑸　町内会・自治会　町又は字の区域その他の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

（助成対象者）

第３条　助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

⑴　子世帯の世帯員（小学生以下のこどもを除く。）であること。

⑵　住替えにより新たに親世帯と同居し、又は近居すること。

⑶　第６条に規定する助成の申請の日が属する年度(以下「助成申請年度」という。)に住替えを行うこと。ただし、第５条第１項の規定により別に定める公募期間が住替えを行う年度の前年度に及ぶ場合において、当該前年度の当該公募期間内に申請を行ったときは、この限りでない。

⑷　住替え後の住宅に自ら居住すること。

⑸　住替え後の住所地において町内会・自治会に加入するとともに、加入後は継続して会の活動や運営に積極的に参画する意思があること。

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、助成対象者としないものとする。

⑴　次条に規定する助成対象費用に他の公的制度による助成等を受けていること。

⑵　子世帯又は親世帯の世帯員に広島市暴力団排除条例（平成２４年広島市条例第１４号）第２条第２号に規定する暴力団員等を含むこと。

⑶　この要綱による助成を過去に受けたこと。

３　第１項第３号ただし書の規定の適用を受けて申請を行った者は、当該申請に係る公募期間が属する年度の翌年度に住替えを行うものとし、その者に係る第４条第１項並びに第１０条第２項及び第３項の規定の適用については、これらの規定中「助成申請年度」とあるのは、「助成申請年度の翌年度」とする。

（助成対象費用と助成額）

第４条　助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、住替えのために子世帯が助成申請年度及びその前年度に負担した次に掲げる費用とする。

⑴　引越事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第８２号）の規定による許可若しくは登録を受け、又は届出をして、引越しに係る貨物の運送の事業を行う者をいう。）に支払う引越運送費用及びこれに附帯する荷造り等のサービス費用（別表に定めるものに限る。）

⑵　不動産登記のために司法書士、土地家屋調査士等に支払う費用及び自ら登記し法務局に支払う費用

⑶　住宅の購入又は賃借に要する仲介手数料

⑷　住宅の賃借に要する礼金

２　助成額は、助成対象費用の合計額の２分の１とする。ただし、助成額は１０万円を限度とし、その算定に当たり、百円未満は切り捨てるものとする。

（募集）

第５条　助成対象者の募集は、公募により行うものとし、公募期間及び申請方法は別に定める。

２　前項の規定により募集する助成対象者数は、予算の範囲内で定める。

（助成の申請）

第６条　この要綱による助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住替え前に広島市三世代同居・近居支援事業申請書兼誓約書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、当該申請に係る書類については、複写又は電磁的記録を含むものとする。

⑴　子世帯の世帯全員の住民票の写し

⑵　親世帯の世帯全員の住民票の写し

⑶　小学生以下のこどもが出産予定のこどものみである場合は、出産予定であることが分かる書類

⑷　子世帯の世帯員と親世帯の世帯員との親子関係が分かる書類

⑸　子世帯の住替え後の住宅と親世帯の住宅が異なる小学校区に所在する場合は、それぞれの住宅の位置が分かる図面

⑹　その他市長が特に必要があると認める書類

（申請の取下げ）

第７条　申請者は、申請書等を提出した後に、何らかの事情で申請の必要がなくなったとき（第３条に規定する要件を満たさなくなったときを含む。）は、速やかに広島市三世代同居・近居支援事業申請取下書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による取下げがあった申請について、既に次条の規定により助成をすることを決定していたときは、当該決定は、なかったものとみなす。

（審査及び決定）

第８条　市長は、第６条の規定による申請があったときは、内容について審査を行い、助成をすることを決定した者については広島市三世代同居・近居支援事業決定通知書（様式第３号）を、助成をしないことを決定した者については広島市三世代同居・近居支援事業却下通知書（様式第４号）を、原則として申請書等全ての提出書類を受理した日から３０日以内に申請者に通知する。

（変更）

第９条　前条の規定による決定通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、申請書の記載内容に変更（助成対象者の決定に関わらない変更は除く。）が生じたときは、広島市三世代同居・近居支援事業変更申請書（様式第５号）に、第６条に規定する書類のうち変更内容を確認できるものを添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、内容について審査を行い、変更を承認することを決定した者については広島市三世代同居・近居支援事業変更承認書（様式第６号）を、助成をしないことを決定した者については広島市三世代同居・近居支援事業却下通知書（様式第４号）を、原則として申請書等全ての提出書類を受理した日から１５日以内に申請者に通知する。

（完了報告及び助成金交付額の決定等）

第１０条　助成決定者は、住替え後、広島市三世代同居・近居支援事業住替え完了報告書兼助成金交付申請書兼口座振替依頼書（様式第８号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、当該報告に係る書類については、複写及び電磁的記録を含むものとする。

⑴　子世帯の世帯全員の住民票の写し

⑵　助成対象費用の領収書の写し及び領収金額の内訳が分かる書類

⑶　町内会・自治会に加入し、会の活動や運営について話し合ったことが分かる書類（ただし、市長が特別の理由があると認める場合を除く。）

⑷　その他市長が特に必要があると認める書類

２　前項の規定による提出は、住民票の異動日から９０日以内又は助成申請年度の末日のいずれか早い日までに行うものとする。ただし、やむを得ない理由により当該期限までに提出できない場合は、あらかじめ書面により理由と提出日（助成申請年度の末日までの日に限る。）を明示し、市長に報告するものとする。

３　市長は、第１項の規定による提出を受けたときは、内容について審査を行い、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、且つ、交付すべき額を確定し、広島市三世代同居・近居支援事業助成金交付決定兼確定通知書（様式第９号）を、原則として報告書等全ての提出書類を受理した日から３０日以内に助成決定者に通知する。

（助成金の交付）

第１１条　市長は、前条第３項に規定する通知をしたときは、前条第３項に規定する助成金の交付の決定を受けた者に対し、口座振替の方法により、助成金を交付する。

（交付決定等の取消し及び助成金の返還）

第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者としての決定及び助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　助成決定者が、虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

⑵　助成決定者が、第１０条第１項に定める報告書の提出を同条第２項の期限までにしないとき。

２　前項の規定による交付決定の取消しを受けた者は、既に助成金を受領しているときは、市長が別に定める範囲で、受領した助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

３　市長は、第１項の規定による取消しを行ったとき及び前項の規定による助成金の返還を命じるときは、広島市三世代同居・近居支援事業助成金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第１０号）又は広島市三世代同居・近居支援事業取消通知書（様式第１１号）により、当該取消しを受けた者に通知する。

（調査等への協力）

第１３条　市長は、助成金の交付を受けた子世帯及びその親世帯に対し、同居又は近居の検

証のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

（補則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年８月１３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年３月１１日から施行する。ただし、施行日前に申請された広島市三世代同居・近居支援事業助成金については、なお、従前の例による。

附　則

この要綱は、平成２９年２月６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年３月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年７月１７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１１月１１日から施行する。

別表（第４条関係）

区分	費用の種類	内容
助成対象とする費用	引越運送費用	車両費、人件費（運転手及び作業員に係るものをいう。）、割増料金（休日、時間外、深夜、早朝及び冬期に係るものをいう。）、車両留置料、梱包資材費、補助車両及び特殊荷役機械の使用料、有料道路等の利用料、養生費その他引越事業者が全ての利用者から基本料金又は実費として一律に徴収するもの
	附帯サービス費用	梱包及び解梱、不用品の処分、家電製品等の取外し、取付け及び設置に係る費用
	自動車等の輸送費用	自動車、二輪車又はペットの輸送に係る費用のうち、輸送距離、大きさ等を勘案して、住替えに通常必要なものと市長が認めるもの
助成対象としない費用	附帯サービス費用等	荷物の一時保管、住所変更等の手続の代行、家具の転倒防止等の耐震対策、家電製品等の購入、ハウスクリーニング、害虫駆除、寝具の洗浄その他の清掃等、造園、パソコン等の設定、交通手段及び宿泊の手配並びにピアノの調律に係る費用
	保険料等	利用者が加入するかどうかを選択することができる運送保険又は補償サービスに係る保険料又は料金
	その他	上記のほか、家財等の運送と直接関係のない費用